

福岡県公報

平成二十六年五月十六日
第三千五百九十四号
増刊 ①

目次

訓令(第十号)

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

(生活安全課) …………… 一

訓令

福岡県訓令第十号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年五月十六日

福岡県知事 小川 洋

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議

議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程(昭和四十五年十二月福岡県訓令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務部長」を「総務部長 企画・地域振興部長」に改める。

第三条の表中

県土整備部の項中「企画交通課長、」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

総務部	私学学事振興局私学振興課長、防災 危機管理局消防防災指導課長
企画・地域振興部	交通政策課長

を

に改め、同表

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒 812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)